

○中村学園大学短期大学部科目等履修生受入れ内規

平成10年10月 1 日

制定

改正 平成19年4月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)学則第57条の規定に基づく科目等履修生に関する事項は、この内規の定めるところによる。

(資格)

第2条 科目等履修生として本学に在学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

2 前項に掲げる者のほか、本学と科目等履修協定を締結した高等学校に在学し当該高等学校長が推薦する者

(履修の制限)

第3条 本学で履修できる授業科目は、別に定める科目について年間15科目30単位以内とする。ただし、本学の都合により受講科目を制限することがある。

2 栄養士免許及びフードスペシャリスト資格認定試験受験資格を取得する者は、本学食物栄養学科(旧：食物栄養科)の卒業生とする。

3 教育職員免許を取得する者は、免許の種類により、学士の学位又は短期大学士の学位を有する者とする。

4 保育士資格を取得する者は、指定保育士養成施設卒業生に限る。

(出願)

第4条 履修を志願する者は、別に定める書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(履修の許可)

第5条 履修は、教授会の議を経て学長が許可する。

(納付金)

第6条 履修を許可された者は、所定の納付金を指定された期間内に納めなければならない。

2 納付金については、別途定める。ただし、第2条第2項に規定する者については、当分の間無料とする。

3 既納の納付金は、事由の如何を問わず返還しない。

(単位の認定)

第7条 試験、単位認定等は学内規定に準じて行う。

2 単位を認定された科目につき、成績証明書を発行する。

(履修許可の取消し)

第8条 次のいずれかに該当するときは、科目等履修生の履修許可を取り消されることがある。

(1) 所定の期日までに納付金を納入しない者

(2) 科目等履修生としてふさわしくない行為があると認められる者

(準用)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要なものは別に定める本学の規程等を準用する。

附 則(令和2年4月1日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。